特定項目に係る15％基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［略］				
自己資本				
［略］				
リスク・アセット等				
［略］				
自己資本比率				
［略］				

（記載上の注意）

［１．～３．　略］

［第２～第６　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

特定項目に係る15％基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
［同左］				
自己資本				
［同左］				
リスク・アセット等				
［同左］				
自己資本比率				
［同左］				

（記載上の注意）

［１．～３．　同左］

［第２～第６　同左］

改正後	改正前
（計算関係書類の監事監査報告の内容）	（計算関係書類の監事監査報告の内容）
第二十三条　監事（特定信用協同組合等（法第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。	**第二十三条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　計算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。第二十五条第二項第二号並びに第三十一条第一号及び第三号において同じ。）が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見	二　計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
三　剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見	［号を加える。］
四～六　［略］	三～五　［同上］